

令和 5 年 3 月

(第 2 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開	会	令和5年3月9日	午後2時
	閉	会	令和5年3月9日	午後3時5分

2 出席委員等

前川 教育長 小畑 委員 千 委員

安岡 委員 藤本 委員 鈴鹿 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

村田 指導部理事

石澤 総務企画課長

澤浦 学校教育課長

柏木 保健体育課長

杉本 社会教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

2月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 令和4年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

【村山教育監の報告】

○ 最初に京都府いじめ調査の概要について説明する。

資料2頁を御覧いただきたい。

調査目的については、京都府では「京都府いじめ防止基本方針」に基づき、いじめはどの子どもにも、どの学校にも発生することと捉え、児童生徒の「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止・早期対応につなげるため、平成25年度から本調査を実施しているものである。

調査対象については、京都市立学校を除く全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の全児童生徒である。

調査方法については、全ての児童生徒にアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施するものであり、小学校低学年や特別支援学校の児童生徒、長期欠席者については、アンケートによらない聞き取り、家庭訪問等による調査も可能としている。

調査の実施については、年度内に2回実施し、1回目を1学期、2回目を2学期に実施している。

結果の集計については、認知したいじめを、解消・未解消・重大事態に分けて集計している。

未解消は、更に、見守り・要支援・要指導に分別している。

見守りは、いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間（少なくとも3箇月を目安とする）が経っていないものとしている。

要支援は、いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているものとしている。

要指導は、いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているものとしている。

重大事態の定義は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている事態である。

その中で、同項第1号案件は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるものとし、同項第2号案件は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）と定められ、

学校又は設置者にて調査を行う義務も定められている。

また、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることと示されている。

続いて、調査結果の概要について報告する。

まず、小中学校から報告する。

資料3頁を御覧いただきたい。

学校数は、小中学校合わせて295校、在籍者数は86,183人、そのうち調査者数は85,706人で、在籍者数の99.4%となっている。

次は、認知件数及び解消・未解消件数である。

小学校から報告する。

いじめとして認知された件数は7,815件（前年度2回目は8,240件、以下（）内は前年度2回目の数）で、調査児童数56,811人（57,634人）の13.8%（14.3%）となっている。前年度2回目対比では425件の減少である。

解消件数は147件、認知件数の1.9%となっている。

未解消の区分では、見守り5,130件、要支援1,178件、要指導1,360件であった。

重大事態は、4件の報告を受けている。

中学校について報告する。

認知件数は727件（787件）で、調査生徒数28,895人（29,178人）の2.5%（2.7%）となっている。前年度2回目対比では60件の減少である。

解消件数は32件、認知件数の4.4%となっている。

未解消の区分では、見守り484件、要支援103件、要指導108件であった。

重大事態は、1件の報告を受けている。

次は、いじめの態様である。

小中学校とも、昨年度同様に1番多いのが、①の「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる。」であり、小学校4,362件（4,637件）、中学校479件（490件）となっている。

次に多いのが、③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」であり、小学校1,977件（2,215件）、中学校144件（131件）となっている。

例年対比では、件数に若干の増減はあるが、割合としてはほぼ例年同様の傾向である。

次は、未調査者の状況である。

未調査者数は477人（623人）で、在籍者数の0.6%となっている。

このうち、前回調査（令和4年度1回目調査）から連続しての未調査者数は、273人（在籍者数の0.32%）で、その主な理由は、フリースクール等の学校以外の施設に通所である。

小学校の未調査数は283人（300人）で、前回調査から連続して未調査の児童数は193人（217人）、中学校は194人（323人）で、前回調査から連続して未調査の生徒は80人（134人）となっている。

小学校の未調査者283人の主な理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が、167人で未調査者数の59.0%（161人、53.7%）、「保護者とは

接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が、43人で未調査者数の15.2%（32人、10.7%）、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が、40人で調査者数の14.1%（78人、26.0%）、その他の28名の理由は、母国に帰国中、外国在住で短期間のみの在学であったものなどである。

中学校の未調査者194人の主な理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所している」が、109人で未調査者の56.2%（104人、32.2%）、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が、40人で未調査者の20.6%（129人、39.9%）、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が、31人で未調査者の16.0%（75人、23.2%）、その他の5名の理由は、海外サッカー留学、家庭事情での海外在住等である。

この中で、「応じられる状況にない」とは、不登校状況からの回復期や引きこもり傾向の子どもや保護者に対し、担任等がようやく本人に会えるようになった状況で、いじめについて状況を聞き取りする段階にない場合などがある。

次は、重大事態について報告する。

小学校4件、中学校1件、合計5件発生しているが、全て2号案件に係る事案である。

まず、小学校の4件から報告する。

1件目は、宇治市の案件である。

高学年児童から「悪口を言われる」との訴えがあり、学校が対応を進めてきたが、欠席日数が30日相当となったため、重大事態として取り扱い、学校に第三者を入れた調査委員会を立ち上げ、調査を行うものである。被害児童は断続的な欠席が見られる状況である。

2件目は、亀岡市の案件である。

低学年の児童が他の児童からいじめを受けていると保護者から学校に申告があり、重大事態として取り扱い、第三者で構成される調査委員会を開催し、現在調査中である。被害児童は登校できる日もあるが、欠席が多くなっている状況である。

3件目は、舞鶴市の案件である。

児童から「冷やかしかからかい、体を触られる」との訴えがあり、学校が対応を進めてきたが、児童の欠席が続き、相当期間の欠席となったため、重大事態として取り扱い、調査委員会を立ち上げ、現在調査中である。被害児童は最近になり登校を再開した。

4件目は、伊根町の案件である。

昨年3月に「冷やかしか悪口、嫌なことを言われた」ことをきっかけに欠席が見られた事案で、当初から学校は対応を進めてきたが、欠席日数が30日相当となったため、重大事態として取り扱い、現在調査中である。被害児童は別室への登校をしている状況である。

中学校の1件を報告する。

舞鶴市の案件で、「いじめにより、欠席をしている」と保護者から訴えがあり、学校が対応を進めてきたが、相当数の欠席日数があり、重大事態として取り扱い、学校にカウンセラー、教育委員会が入り、現在調査中である。被害生徒は放課後の登校を続けている状況である。

続いて、府立高等学校、特別支援学校の調査結果の概要について報告する。

資料4頁を御覧いただきたい。

高等学校の在籍数は28,613人、そのうち、調査者数は28,524人で在籍者数の99.7%となっている。

特別支援学校の在籍者数は1,726人、そのうち調査者数は1,723人で在籍者数の99.8%となっている。

次は、認知件数及び解消・未解消件数である。

まず、高等学校から報告する。

認知件数は、全日制課程は187件（140件）、定時制課程は14件（22件）、通信制課程については、スクーリング等を活用してアンケート調査を行い、0件（昨年度0件）である。

解消件数は、高等学校全体で17件、認知件数の8.5%となっている。

未解消の区分では、見守りが88件、要支援が55件、要指導が41件であった。

次に、特別支援学校について報告する。

認知件数は、小学部・中学部・高等部を合わせて62件（76件）である。

解消件数は5件で、認知件数の8.1%となっている。

未解消の区分では、見守りが33件、要支援が10件、要指導が14件であった。

重大事案は、0件である。

次は、いじめの態様である。

まず、高等学校から報告する。

全日制・定時制・通信制を合わせ、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる」が128件（96件）、次に多いのが、②の「仲間はずれ、集団による無視をされる」が30件（31件）、⑨の「その他」が21件（20件）で、その他は「個人のiPadを触られ、勝手に指紋認証登録や検索をされた。」や「相手の醸し出す空気感が怖い。」等である。

次に、特別支援学校について報告する。

1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる」が31件（46件）、次に多いのが、③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が20件（20件）となっている。

次は、未調査者の状況である。

まず、高等学校から報告する。

全日制77名（75名）、定時制12名（19名）、特別支援学校3名（8名）となっている。

高等学校の未調査の理由は、高校全日制では、「様々な理由で長期欠席や不登校となっている生徒の保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が、22名で未調査者数の28.6%（8名、10.7%）、「進路変更（転学・退学）の途中である」が、22名で未調査者数の28.6%（10名、13.3%）、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が、20名で未調査者数の26.0%（31名、41.3%）であり、定時制では、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が、6名で未調査者数の50.0%（3人、15.8%）、「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が、4名で未調査者数の33.3%（5名、26.3%）となっている。

特別支援学校の未調査の理由は、保護者や本人が調査に応じられる状況にない、病気や入院等により調査ができない、その他が各1名であった。

その他の理由は、他の関係機関で長期学習中のため、調査が実施できないで

あった。

高等学校の未調査者のうち、前回調査(令和4年度1回目調査)から連続しての未調査者数は17名で、その理由としては、留学している生徒、病気により自宅療養している生徒、昨年度から引き続き不登校の生徒(過年度生)であり、いじめが原因でない事は確認できている。

特別支援学校の未調査者のうち、前回調査から連続しての未調査者は2名で、その理由としては、不登校状態等で本人等と会えない状態である。

以上が、校種別のいじめ調査結果の概要である。

最後に、新型コロナウイルス感染拡大防止から縮小や中止となっていた学校行事や学校での活動の制限が、子どもたちにとっては大きなストレスの要因となっていたが、制限も徐々に緩和され、通常の学校生活に戻りつつあり、今後は通常の生活に戻ること、新たなストレスの要因となる状況も想定され、丁寧な支援が必要となると考え、調査によって把握できたいじめ事案の丁寧な対応と同時に、調査だけでは把握し切れていない現状があるのではないかと絶えず危機意識を持ちながら、日々の児童生徒の指導に当たっていく必要があると考える。

【質疑応答】

○ 小畑委員

重大事態の件数が多いように感じるが、例年と比べてどうなのか。

○ 村山教育監

今回の小学校4件、中学校1件というのは、これまでの調査の中で1番多い件数である。

○ 小畑委員

認知件数が多いのは、潜在的ないじめが把握できるということで良いことであるが、一方の重大事態については、そこまでに至らないようにすることが大事であり、更に努力していただきたい。

もう1点、このように定期的に調査結果を報告されることは良いことであるが、一方の対策についても一緒に報告していただければ、いじめの未然防止や早期対応の観点からもより意味のある報告になるのではないか。

例えば、「今年度は前年度と比べ、重大事態が増え、その要因として〇〇が考えられ、次年度に向けては〇〇対策を重点的に打っていく」という報告を行い、その次には「対策の結果、重大事態が減少し、対策が効いており、こうした対策については更に推進する」といったロジックで報告していただければ、より意味のある報告になると思うので、次からはそのようにお願いしたい。

○ 村山教育監

重大事態については、法律上定義があり、疑いが生じた段階で俎上に載せ、しっかりと調査を始めることが大事であり、残念ながら、今回の重大事案を見れば、早期に大きく捉えて対応している案件もあるが、相当期間の欠席となったため、重大事態として取り扱ったというのが多く、積極的な初動対応が行われなかった場合のほか、その後の対応において適切な支援が行われなかった場合は、より重大な事案につながるというケースも多いため、スクールカウンセラー等とも連携しながら、組織的対応により早期対応に努めていかなければならないと考えている。

対策については、重大事態の報告書では、課題点、改善点が指摘され、そういったことを教訓として、早期発見、早期対応に取り組むべきあり、これまでは、管理職や指導主事等を対象とした研修等において、そうした指摘や動画も活用しながら周知しており、今後についても、調査結果を分析し、重大事態の結果も踏まえながら対策を取っていく必要があると考えており、教育委員会での報告はそのような形でさせていただく。

○ 鈴鹿委員

先ほど説明されたように、こういうことはいじめに当たる、という啓発は必要であり、保護者に対しても何か啓発できれば理想的と思う。

○ 藤本委員

きめ細やかな調査に敬意を表したい。

その上で、未調査者数が気になったため、1点伺いたい。

前回調査から連続しての未調査者数も相当あり、そういう方へのアプローチには限界があるように思う。

小学校の段階でアプローチできないのであれば、遡って、出生や乳児、幼児の段階から何らかの家庭問題等があるのではないかと思う。

小学校に入学してからのきめ細やかな対応も大事であるが、このようなケースでは早期から切れ目のないサポートや手立てが必要であり、小学校入学前から社会福祉的分野等の行政機関と連携し、そういう分野を動かしていかなければ、拾い上げようがないように思う。

その辺りにおいて、何か行っていることやアイデアがあれば、教えていただきたい。

○ 村山教育監

御意見のとおり、未調査者にはいろんな問題や背景が潜んでおり、心配な状況であることは従来から認識しており、ここ数年、未調査者を少なくしていくことに重点的に取り組んでいる。

そうした取組では、背景等を把握するように努め、件数自体は年々減少させてきている。

しかし、学校だけでは把握できない状況もあり、福祉や警察につないでいく場合もあり、その過程では、学び生活アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の助言により、その背景にある家庭状況等の改善につなげていかなければならないため、そういった専門職との連携、専門職の配置拡充、また、教員は小さなものから拾い上げ、学校で対応できるものはしっかりと対応し、福祉等につなげていくものはしっかりとつなげていく取組が大事と思っている。

○ 藤本委員

限られた予算や人員で大変であると思うが、説明されたとおり、今後とも、広めていく取組をよろしく願いたい。

○ 澤浦学校教育課長

ここ数年、幼稚園・保育園段階から小学校・中学校まで連携し、未来を拓く授業として取り組んでいるが、それについては生育の状況や学習面の課題等で連携するということで行っており、また、来年度から幼稚園・保育園・小学校の接続のためにコンサルチームというような形で回って指導していく。

未調査者の子どもにはどういう背景があるのか。それを掘っていくことが大

事であり、そういったことも踏まえながら、この取組を進めていきたい。

○ 藤本委員

是非、よろしくお願いしたい。

私も幼稚園の立場にあり、しっかり協力させていただく。

一方、幼稚園や保育園では子どもに係る指導要領等をしっかりと記載し、入学する小学校に送付するが、以前、小学校の教員が「先入観を持つため、それは全く読んでいない。」と言われ、非常に残念であった。

共通認識が持てる工夫もされているが、現場にもしっかりと浸透するよう、お願いしたい。

○ 安岡委員

いじめの態様を見れば、精神的な事象が多い。

我々はコロナ禍を経験し、生活様式にも変化が見られた中で、次はマスクの着用も自由となるが、マスクを着用していることがいじめの対象になることも想定される。

そうしたことを考えれば、未然防止は非常に重要なことであり、いじめを未然に防止する観点で事前にしっかりと子どもを教育し、想定されるいじめは早いうちに芽を摘まなくてはならない。

○ 前川教育長

学校は令和5年4月1日からマスク着用の対応が変わるため、着用の自由がいじめにつながらないように、しっかりと周知徹底に取り組んでまいりたい。

(4) 議決事項

ア 第11号議案 博物館の登録等に関する規則の制定について【非公開】

【杉本社会教育課長の説明】

○ 博物館の登録等に関する規則の制定について説明する。

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、提出するものである。

博物館法の一部を改正する法律が令和4年4月15日に公布され、本年4月1日に施行されることに伴い、博物館の登録に関する規則について全部を改正するものである。

博物館法の一部を改正する法律の主な改正内容は、博物館登録要件の見直しとして、設置者の法人類型による限定を見直し、設置主体を拡大することや、現在の外形的な基準に加え、博物館資料の収集、保管及び展示や調査研究を行う体制など、活動内容の質の審査へ見直しをされたこと、また、博物館登録審査の手続等の見直しとして、学識経験者が専門的、学術的観点から審査過程に関わることや、運営状況の定期報告を行うことで博物館の質の向上を図る等の見直しがされたものである。

規則の改正案については、11—10頁の新旧対照表をご覧ください。

第1条については、設置者の法人類型による限定要件が撤廃されたことに伴い改正をしている。

第5条については、「博物館の運営状況について、定期的に都道府県教育委員会に対して報告しなければならない」と規定されたことを受け、定期報告の内容を追加したものである。

その他、第1条から第4条、第6条から第8条では、条項のずれや文言・規程整備を行っている。

また、これら改正に伴い、様式等についても整理をしている。

本規則については、令和5年4月1日に施行したいと考えている。

説明は以上である。

【質疑応答】

○ 小畑委員

法人類型による限定要件の撤廃とは、具体的には公益法人等にしか認められていなかったものが他類型の法人にも認められるようになったという理解でよいのか。法人格を持つ者であればあらゆるものが博物館を設置することができる、という形に対象が拡大された、ということか。

○ 杉本社会教育課長

そのとおりである。

○ 小畑委員

これまでは主な対象は何であったのか。

○ 杉本社会教育課長

地方公共団体や公益財団法人等である。

○ 小畑委員

法人格があれば誰でも申請し、設置できるのか。

○ 杉本社会教育課長

審査もあるため、全て認可されるとは限らないが、そのとおりである。

○ 小畑委員

現在、京都府には認可されている博物館はいくつあるのか、また、法人格要件が緩和された場合、申請が一定増えると思うが、どうか。

○ 杉本社会教育課長

京都府内に登録博物館は4つあり、地方公共団体が設置するものだと府立山城郷土資料館や丹後郷土資料館のほか、大山崎町に所在するアサヒビール大山崎山荘美術館や、平等院ミュージアム鳳翔館も該当する。

○ 小畑委員

例えば、宗教法人が所有する宝物館のようなものでも、登録申請をすれば、一定の要件を満たせば博物館になれるということと理解するが、税金等で何かメリットがあるのか。

○ 杉本社会教育課長

税制上もそうであるが、美術品等の展示に係る優遇制度もある。

○ 小畑委員

設置者にも来館者にもメリットがあるということだと理解した。

○ 杉本社会教育課長

補足説明をするが、本件改正の理由としては、国において博物館法が改正され、近年、博物館に求められる役割が多様化、高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化が図られることとなった背景を受け、府においても改正を行うものである。

〔原案どおり可決〕

イ 第12号議案 京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について【非公開】

ウ 第13号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】

エ 第14号議案 京都府スポーツ推進審議会委員の委嘱について【非公開】

オ 第15号議案 京都府社会教育委員の委嘱について【非公開】

カ 第16号議案 京都府立図書館協議会委員の委嘱について【非公開】

キ 第17号議案 令和5年度府立学校校長・副校長の人事異動について【非公開】

ク 第18号議案 教育委員会事務局管理職の人事異動について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第4号)

議決事項イからクまでにについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

